下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、下松市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する、自宅にインターネット環境のない児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルＷｉ－Ｆｉルータ及びその附属品（以下「ルータ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　貸出しの対象者は、児童等とする。

（貸出台数）

第３条　ルータの貸出しは、児童等１名に対し、１台とする。ただし、下松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において、同一世帯において複数の児童等による利用が適当であると認めるときは、同一の世帯に属する児童等複数名に対し、１台を貸し出すものとする。

（貸出しの申込み）

第４条　ルータの貸出しの申込みをすることができる者は、児童等の保護者とする。

２　ルータの貸出しを受けようとする者は、下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出申請書及び誓約書（別記第１号様式）により教育委員会に申し込まなければならない。

（許可）

第５条　教育委員会は、前条第２項の申込みを受けたときは、その申込内容を審査し、適当と認めるときは、教育委員会が定める貸出台数の範囲内において、ルータの貸出しの必要性がより高いと認められる児童等から貸出しを許可するものとする。

２　貸出しの許可及び却下については、下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出決定（許可・却下）通知書（別記第２号様式）により、申込者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第６条　教育委員会は、貸出しの許可を受けた児童等が次のいずれかに該当するときは、貸出しの許可を取り消し、ルータを返却させることができる。

(1) 第２条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により貸出しの許可を受けたとき。

(4) その他教育委員会が許可を取り消す必要があると認めるとき。

（貸出期間）

第７条　貸出期間は、第５条の規定による貸出しの許可を受けた日（以下「貸出許可日」という。）から教育委員会が定める日までとする。この場合において、ルータを使用する児童等（以下「使用者」という。）の保護者は、貸出期間を満了したときは、速やかに教育委員会にルータを返却しなければならない。

２　貸出期間中にルータを返却するときは、返却日をもって貸出期間を終了するものとする。

（費用）

第８条　ルータの貸出しに係る費用は、無料とする。

（取扱い）

第９条　使用者は、ルータの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ルータのＩＤ、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。

(2) ルータを他者に使用させ、又は転貸しないこと。

(3) ルータを譲渡し、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。

(4) 各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。

(5) その他教育委員会が遵守すべきと認める事項

（使用者の保護者の責任等）

第１０条　使用者は、前条の規定を遵守し、細心の注意を払ってルータを取り扱わなければならない。この場合において、使用者の保護者は、ルータの使用上発生した破損、汚損、紛失等の事故について、一切の責任を負わなければならない。

２　ルータの維持管理は、使用者の保護者の責任において行わなければならない。

３　使用者の保護者は、貸出期間中、使用者がルータを破損、汚損、紛失等をしたときは、下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ破損・紛失等届（別記第３号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

４　前項の場合において、ルータの修理に係る費用を使用者の保護者が負担の上原状に回復し、又はルータと同一の製品の購入をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、ルータの貸出しに必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第４条関係）

申請日　　年　　月　　日

下松市教育委員会　御中

下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出申請書及び誓約書

私（申請者）は、モバイルＷｉ－Ｆｉルータ及びその附属品（以下「ルータ」という。）の貸与を受けたいので、下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出要綱第４条の規定により、遵守事項を確認の上、申請します。

申請者	氏名（署名）			
	現住所			
	連絡先			
児童生徒	在籍学校名	学年・組	氏　名	備考
	学校	年　組		
	学校	年　組		
	学校	年　組		
	学校	年　組		

（誓約事項）

① 申請時点では、家庭にインターネット環境がありません。今後、家庭にインターネットを利用できる環境が構築されたときは、速やかに貸与されたルータを返却します。

② ルータは、教育委員会から貸与されるタブレット端末以外の接続はせず、家庭学習以外の目的では使用しません。

③ 故意または重大な過失によりルータを破損し、汚損し、又は紛失したときは、保護者の責任において弁償します。

※教育委員会使用欄（記入しないでください。）

受　付	決定	機器管理№	貸与年月日	返却年月日
	可・否		年　月　日	年　月　日

別記第２号様式（第５条関係）

下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ貸出決定（許可・却下）通知書

年　　月　　日

様

下松市教育員会教育会

年　月　日付けで申請のあった下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ及びその附属品の貸出について、次のとおり決定したので通知します。

記

１．貸出を許可します。

２．貸出を許可できません。
（理由）

別記第３号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

下松市教育委員会　様

申請者氏名(署名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ破損・紛失等届

貸与を受けた、下松市家庭学習用モバイルＷｉ－Ｆｉルータ及びその附属品について、次のとおり破損、紛失等をしたので届け出ます。

１．対象児童・生徒

児童生徒氏名	学校名	学年・組	備考
	学校	年　　組	

２．内容（該当する□にチェックを入れ、その他の場合は内容をご記入ください。）

区分	□破損 □紛失 □盗難 □その他（内容：　　）	
破損、紛失等をした貸与物品	□ モバイルルータ □ 附属品（　　）	
管理番号		※箱及びルータ本体に記載されてある番号
破損、紛失等に至った状況・理由（できるだけ詳細に記載してください。）		
事実発生日	年　　月　　日	

（注）　住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。